賃 金 規 程

第1章 総 則

第1条(適用範囲)

この規程は、特定非営利活動法人 Dialogue for People 就業規則第 41 条に基づき、職員の賃金および賞与について定めたものである。

第2条()

賃金の構成は以下のとおりとする。

第3条(賃金計算期間および支払日)

- 1. 賃金は、当月1日から起算し、当月末日を締め切りとした期間(以下、「賃金計算期間」という)について計算し、翌月10日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは職員(第1号については、その遺族)の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - ①職員が死亡したとき
 - ②職員が退職し、または解雇されたとき
 - ③前各号のほか、やむを得ない事情があると団体が認めたとき

第4条(賃金の支払方法)

- 1. 賃金は通貨で直接職員にその全額を支払う。
- 2. 前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては原則賃金を支払うときに控除する。
- ①源泉所得税
 - ②住民税 (市町村民税および都道府県民税) (本人の申し出による)
 - ③雇用保険料
 - ④健康保険料(介護保険料を含む)
 - ⑤厚生年金保険料
 - ⑥その他必要と認められるもので職員代表と協定したもの

第5条 (遅刻、早退または欠勤の賃金控除)

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

以下の賃金を給与より控除して支給する。

第6条(中途入社または中途退職の賃金計算)

賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式 により日割り支給するものとする。

	基本給	ン山井口粉
1ヶ月平均所定労働日数		×出勤日数

第7条(休職期間中の賃金)

原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、団体が特に必要と認めた場合は基本給の2分の1を限度として支給することがある。

第8条(臨時休業中の賃金)

団体の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の 100 分の 60 に相当する休業手当を支給する。

第2章 基準内賃金

第9条(基本給)

基本給は月給制とし、原則全職員同一賃金とし、職員の能力、経験、技能および職務内容などを総合的に勘案して各人ごとに決定する。

第10条(給与改定)

- 1. 給与改定は基本給を対象に毎年1月に職員各人の勤務成績を査定して決定し、翌月から支給する。ただし、団体の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。
- 2. 以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。
 - ①昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者
 - ②就業規則第28条により制裁処分をうけた者
 - ③著しく素行不良の者
 - ④勤続6ヶ月未満の者
- 3. 団体は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

第3章

第11条(時間外・休日・深夜勤務手当)

1. 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を、法定の休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜(午後10時から午前5時までの間)に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

1500 X 257 175 7 1 C 1	CTOCTOS(TOSTICATION	
吐胆丛类软毛小	算定基準賃金	— ×1.25×時間外労働時間数
時間外勤務手当	月平均所定労働時間	~1.20~时间介力 >> 同数
4.口事数エル	算定基準賃金	
休日勤務手当 	月平均所定労働時間	— ×1.35×
深夜勤務手当	算定基準賃金	×0 25×
(水区到707)]]	月平均所定労働時間	

- 2. 算定基準賃金とは基準内賃金をいう。
- 3. 所定労働時間を超え、かつ法定労働時間を超えて労働した時間、または休日に労働した時間が深 夜に及ぶ場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当と深夜勤務手当を合計した割増賃金を支給す

第4章

第 12 条 (賞 与)

- 1. 賞与は原則として毎年7 月および12月に支給する。ただし、団体の業績によっては、賞与の額を縮小し、または見送ることがある。
- 2. 賞与の算定期間は以下のとおりとし、支給対象者は雇用した日から数えて6カ月 勤務を継続し、所定労働日の8割以上を出勤した職員かつ、賞与の支給日に在籍している職員に限る。

夏季賞与	12	月1日から5 月末日
冬季賞与	6	月1日から11月末日

この規程は、2020年 3月1日から施行する。 この規程は、2023年 11月1日から改定施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 Dialogue for People	事業年度	2023年2月1日~2024年1月31日
-----	-------------------------------	------	----------------------

資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

	金額
正会員受取会費	30,000
受取寄附金	35,514,973
国内外における社会問題を発信する事業収益	32,685,357
次世代を狙う発信者の発掘・育成を行なう事業収益	80,000
国内での災害・紛争等の緊急時における人道支援活動を行なう事業収益	0
受取利息	364
雑収益	300,047
合 計	68,610,741
2)借入金の明細	68,610,741
2) 借入金の明細 借 入 先	金 額
2) 借入金の明細 借 入 先	金 額
2) 借入金の明細 借 入 先	金 額
2) 借入金の明細 借 入 先	金 額

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

(I) VIII () I J S 4	スパッエ匠の日		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,716,000 円	国内外における社会問題を発 信する事業 出演料収入
		1,388,230 円	国内外における社会問題を発 信する事業 執筆料収入 および受取寄附金
		1,254,000 円	国内外における社会問題を発 信する事業 執筆・取材及び写 真収入
		1,012,000 円	国内外における社会問題を発 信する事業 出演料収入
		1,000,000 円	受取寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(用の主する取)	別の工位3年		
こ名 又は 名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		8,104,308 円	社会保険料等
		6,550,496 円	給料、賞与、通勤費
		6,080,000 円	給料、賞与
		4,320,000 円	役員報酬
			給料、賞与、通勤費
		日田の生する取引の上位 5 者 住所又は所在地	任所又は所在地 取引金額 8,104,308 円 6,550,496 円 6,080,000 円

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等関	の譲渡資産の内容	譲 渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
	写真で伝える仕事	2023 年 2月1日 ~2024 年1月 31日	1,019 円	定価
	故郷の味は海をこえて 「難民」として日本に生きる	2023年 2月1日 ~2024 年1月 31日	1,540 円	定価
	2023 年カレンダー(壁掛け)	2023年 2月1日 ~2023	2,000 円	定価

	年4月		
	17日		
	2023年		
2023 年カレンダ	2月1日		
	~2023	1,500 円	定価
一(卓上)	年4月		
	17日		
	2023年		
	9月25		
2024 年カレンダ	日~	9 000 M	⇔ /π
ー (壁掛け)	2024年	2,000 円	定価
	1月31		
	日		
	2023年		
	9月25		
2024 年カレンダ	日~	1 500 H	<i>⇔</i> /=:
一 (卓上)	2023年	1,500 円	定価
\- - 13 /	1月31		
	Ħ		
	2023年		
キャモのリー いナ	2月1日		
あなたのルーツを	~2023	1,980 円	定価
教えてください	年5月2		, = , ,
	Ħ		1
	2023年		
	2月1日		
しあわせの牛乳	~2024	1,320 円	定価
	年1月	, , , ,	
	31 日		
	2023 年		
国籍と遺書、兄へ	5月12		
	∃~		مين وي
の手紙一ルーツを	2024年	2,090 円	定価
巡る旅の先に	1月31		
	日		
毎日がつまらない	2023年		
	2月1日		
君へ 10 分後に自	\sim 2024	1,320 円	定価
分の世界が広がる	年1月	, ==	
手紙	31 日		
勉強なんてしたく	2023 年		
	2月1日		
ない君へ 10分	~2024	1,320 円	定価
後に自分の世界が	年1月		, =
広がる手紙	31日		
君はどんな大人に	2023年		
	2月1日		
なりたい? 10	~ 2024	1,320 円	定価
分後に自分の世界	年1月		/ _ ,
が広がる手紙	31 日		
	1		

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	付日	対(洒 の)額	その他の取引条件等
なし						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

ハ 役務の提供	(施設の利	用等を含む。)			
取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		講座講師謝金の 支払い	2023年 3月5 日	99,000円	請求書による
		講座講師謝金の 支払い	2023年 9月8 日	33,000 円	請求書による
		取材時通訳謝金 の支払い	2023年 10月 13日	66,000 円	請求書による
		YouTube 出演 料の支払い	2023年 3月2 9 日	11,000 円	請求書による
		YouTube 出演 料の支払い	2023年 5月16 日	11,000 円	請求書による
		YouTube 出演 料の支払い	2023年 6月19 日	11,000 円	請求書による
		YouTube 出演 料の支払い	2023年 9月13 日	11,000 円	請求書による
		原稿料の支払い	2023年 7月5 日、 2023年 8月9 日、2023年 8月30 日、2023年 9月19 日、2023年 10月 24日、 2023年 12月1	440,000 円	請求書による

|--|

3 寄附者に関する事項 <u>[④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する</u>寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受領年月日
なし					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
					円	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					円	
					円	
					円	
					· · ····	
					······ 円	
					円	ļ

4 **役員等に対する報酬又は給与の状況** [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

1	役員寺に対する	報酬又は稲	与の支給の状況(口を除く。)		
	氏 名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区 分	支給期間等	支 給 金 額
				報酬	2023年2月1	4,320,000 円
					日~2024 年 1	·
					月 31 日	
				給与・賞与	2023年2月1	6,080,000 円
					日~2024年1	
					月 31 日	
				給与・賞与	2023年2月1	6,082,276 円
					日~2024年1	
					月 31 日	
				給与・賞与	2023年2月1	
					日~2024年1	
					月 31 日	
				給与・賞与	2023年2月1	
					日~2024年1	
					月 31 日	
<u> </u>						
-						
1						

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 2023年2月1日 ~ 2024年1月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								1	人												3,59	5,176	円

支出先の名称等	住	所	等	支出	年 月	日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	ģ
なし										円			•			
										円						
										円						
										円						
										円						
										円						
										円						
		• • • • • • • • • •								円						
										円						
										円						
				合		計				円						

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実 施 日	使	途	金額
2023. 3 .13	イラク・シリア取材関連費		1,672,800
2023. 10.12	フィリピン取材関連費	·	314,181
2023. 11 .24	ザンビア 年次報告書用 動	画出演料 1名	17,070
2023. 11 .24	パレスチナ 現地取材 音声振	と供・記事執筆料 1名	140,000
2023. 12.19	パレスチナ・イスラエル取材	関連費	1,255,625

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 Dialogue for People	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の終数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	/

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

1

		項目	役員数	最も人数が多い「親族等」の	割合	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ	割合
				グループの人 数	(2)÷(1)	る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	(4 ÷ 1)
区	分		1	2	3	4	\$
(a)	2023年2月1日~ 31日	~2024年1月	8人	2人	25. 0%	2人	25. 0%
©	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	<u>ل</u>	%
©	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	人	%
a	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	人	%
e	年 月 日~ 年	月日	人	人	%	人	%
Ð	年 月 日~ 年	三月日	人	人	%	人	%
申	請	時	人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

П

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・・・いいえ	はい・いいえ	はいいえ	はいいえいいえ	はい・いいえ	はい・・・いいえ	はい、

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

Λ

項目	<u>a</u>	Ъ	©	@	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいた	はい・・・いいえ	はいいえ	はいいえ	はいいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいえ	はい・・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はいいた	はい・・・いいえ	はい・いいえ

健 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

	項	目	<u>a</u>	Ф	©	@	e	Ð	申請時
1	かでない支出か の不適正な 経 理	ぶある、帳簿に虚偽の記 型の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項目	記載 要領	注 意 事 項
世	10 戦 安 限	任 息 争 埙
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等し欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第一条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
	平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「⑧」から「⑪」については、イに記載する各期	法人の監査を受けている」の <u>「はい」</u>
	間 (「②」 から 「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を添
		付してください。
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の「はい」に「〇」
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		γ ₂ °
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「②」から「①」については、イに記載する各期	
	間(「⑧」から「⑪」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 Dialogue for People	a	Ф	©	@	e	①	申請時
役	員 数	8人	人	人	人	人	人	人
1	最も人数が多い「親族等」のグルー の人数	2 人	人	人	人	人	人	人
又	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの の親族等」のグループの人数	2 人	人	人	人	人	人	人

		<u></u>	役員の	内	訳						
			والمراجعة المراجعة				就们	£ 等	の	状 泊	兄
氏 名	住 所	職名	続柄等	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
佐藤慧		理事		0		!					2019年5月22日就任
佐藤菜津紀 (安田菜津 紀)		理事		0							2019年5月22 日就任
中山大輔		理事		0							2019年5月22 日就任
石川凡		理事		0							2019年5月22日就任
在間文康		理事		0							2019年5月22日就任

		≣	· · ·	1[-	·r	 າ ງ
小澤いぶき	理事	0				2021年4月12日就任
石井宏明	監事					2019年5月22日就任
潤間拓郎	監事	0				2019年5月22日就任

					 L	

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定	非営利活動法人 Dialogue for Peo	ple	
伝	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	i c	会計ソフト(freee) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳		会計ソフト(freee) 使用 ルーズリーフ	随時	7年
給料台帳		Excel 使用 PC 保管	月1回	7年
書籍等在庫	表	Excel 使用 PC 保管	随時	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 Dialogue for People	チェック	7 欄
4 事業	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること		
イ 宗	数活動又は砂治活動等を行っていないこと	l '	

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

(a) **(b)** (C) **e (f)** 申請時 項 目 **a** 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を 有・無有・無有・無有・無 |有・無 │有・無 │有・無 教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに 有・無有・無有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又 は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対 | 有・無 する活動

項目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無	有·無	有・無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありま せん。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 Dialogue for People	チェック欄
5 次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ	~
をその	事務所において閲覧させること	

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ	同	意
	の事務所において閲覧させることに同意する。 覧に関する細則 (社内規則) 等がある場合には、その細則 (社内規則) 等を添付してください。	する	しない
1	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)② 役員名簿③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除		うち 10人
口	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書	類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
-	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
木	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い。 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以下の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況	内の親族又 のある者で の氏名並ひ	はこれら ご、当該法 ぶにその答
^	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

				
法人名	特定	非営利活動法人	Dialogue for People	

認定基準等チェック表 (第6表)

チェック欄 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (C) **e** (f) (a) **(b) a** 有· 無 有 · 無 有 · 無 有 · 無 有· 無 有・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

							H-C-7-C						(210		~ /				_			
7	法令】	又は	法令	こ基つ	いて	てする	行政厅	テの!	処分に	違反	する	事実	偽り	ノその	の他不	正の	行為	により	ノ何ら	かの	チェッ	ック欄
						た事															,	/
i .			反する に反す			りその 有無	他不正	Eのf	テ為に	より作	可らか	いの利	益を得		スは得	ようと	こした	事実				
		<u>a</u>			Ф			©			@			e			①		申	請明	ŧ	
	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 1	申請書を提出した	日を含む事	業年度の	D初日	において	、その設立の日以	後1年を起	望える其	間が経	過し	チェック欄
て	いること										
					<u>.</u>						
1	事業年度	月	日~	月	日	設立年月日	平成	年	月	日	
		-		·········		<u>I</u>					

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

式第	1 5号 (法第 4 4 条· 5 1 条· 5 8 条関係)		
	欠格事由チェック表 		
法人名	3 1		チェック
認定、	寺例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当3 特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合	广る法人	1
イ 説 た場 例認 ロ 禁	限定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過 国以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日	活動法人 しないも	又は当 診 の
しく 罰金	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に遺 刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年 力団の構成員等 ^{ほ2)}	返したこ	とにより
定款	又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を	経過しな	い法人(
定、特に関係	列認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	明書「そ	の4」並
次の	いずれかに該当する法人		
	カ団 カ団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定		
	を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ	有・	#
	の取消しの日から5年を経過しない者の有無		
口	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から	有・	A
	5年を経過しない者の有無	月・	'
カ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは		
	刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に	有・	400
	関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	/a	<u> </u>
=	暴力団の構成員等の有無	有	. 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過	141.	いいえ
	しない法人	<u> </u>	
mr.LL	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を		
添付書類	「その4」並びに 関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す		<u> </u>
画	(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	. بدر	しいいえ
1 1	1 暴力研	1761.	ルハレンフし

はい・いいえ